

○厚生労働省告示第二百十九号

医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）の施行に伴い、及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百八号（医療法第六条の五第一項及び第六条の七第一項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項）の一部を次の表のように改正し、医療法等の一部を改正する法律の施行の日から適用する。

平成三十年五月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告することができる事項</p>	<p>（新設）</p>
<p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第二項第八号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>第二条 法第六条の五第三項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>二・五 （略）</p>	<p>第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>二・五 （略）</p>
<p>第三条 法第六条の五第三項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・九 （略）</p>	<p>第三条 法第六条の五第一項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・九 （略）</p>
<p>第四条 法第六条の五第三項第十四号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・十 （略）</p>	<p>第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一・十 （新設）</p>
<p>十二 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）に基づく機能評価係数IIにおいて公表した場合に評価される病院情報</p> <p>十三・十七 （略）</p>	<p>十二・十六 （略）</p>

十八 Joint Commission International (平成六年にJoint Commissi

(新設)

on International)の名称で設立された医療の評価機関をいう。

)が行う認定を取得している旨(個別の審査項目に係るもの)を含む。

十九

(略)

第五条 法第六条の七第三項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一〇四

(略)

第五条 法第六条の七第三項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一〇五

(略)

第十五条 法第六条の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一〇四

(略)

第六条 法第六条の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一〇五

(略)

第十六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

一〇五

(略)